

令和元年十月二十五日受領
答弁 第三六号

内閣衆質二〇〇第三六号

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出大村入国管理センターで長期間収容されていたナイジェリア人男性の飢餓死に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出大村入国管理センターで長期間収容されていたナイジェリア人男性の飢餓死に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「仮放免の厳格化」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「被送還者を引き取るまで」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特定の国籍の外国人の入国を認めるか否か、認める場合にどのような条件の下にこれを認めるかは、当該国と我が国との二国間関係等を総合的に考慮して判断しているところである。

四について

御指摘の「出入国管理法に違反している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、送還忌避者の増加や収容の長期化を防止する方策及びその間の収容の在り方については、法務大臣の私的懇談会である「第七次出入国管理政策懇談会」の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」における議論を踏

まえて検討を行っていく考えである。